

令和 7 年 3 月 27 日
環境部清掃リサイクル課

練馬区災害廃棄物処理計画（素案）に寄せられた意見と
区の考え方および練馬区災害廃棄物処理計画について

1 意見の受付状況

(1) 意見募集期間

令和 6 年 12 月 11 日（水）から令和 7 年 1 月 15 日（水）まで

(2) 周知方法

ア ねりま区報（12 月 11 日号）への掲載

イ 区ホームページへの掲載

ウ 区民情報ひろば、区民事務所（練馬を除く）、図書館（南大泉図書館分室を除く）、清掃リサイクル課での閲覧

エ 区立小中学校の児童・生徒用タブレットパソコンの「ブックマーク」から閲覧

オ 児童館での閲覧

(3) 意見件数

15 件（7 名・1 団体）うち子どもからの意見は 5 件（5 名）

2 寄せられた意見の内訳 （ ）内の数値は子どもからの意見数

項 目	件 数
計画全体に関すること	3（1）
第 1 章 総論	4（3）
第 2 章 災害時に発生する廃棄物の処理	5
第 3 章 組織体制、関係主体との協力・連携等	2
その他	1（1）
合 計	15（5）

3 意見に対する対応状況 () 内の数値は子どもからの意見数

対応区分		件 数
◎	意見の趣旨を踏まえ計画に反映するもの	2
○	素案に趣旨を掲載しているもの	11 (4)
□	素案に記載はないが他の施策・事業等で既に実施しているもの	0
△	事業実施等の際に検討するもの	1
※	趣旨を反映できないもの	0
—	その他、上記以外のもの	1 (1)
合 計		15 (5)

4 寄せられた意見（要旨）と区の考え方

番号	意見の概要	区の考え方	対応区分
計画全体に関すること			
1	本処理計画全体を通して、主語がわかりにくいため、マニュアル等手順書に落とし込むに当たり、主語を明らかにする必要がある。	本処理計画において、主語が「区」である場合は、主語を省略しています。マニュアルの作成に当たっては、主語を明記します。	△
2	本処理計画について、実効性を高める観点から、もう一度、東日本大震災、熊本地震および能登半島地震等の被災各自治体関係者の意見を聴取し、反映する必要がある。	本処理計画の検討に当たり、被災地支援を行ったコンサルタント事業者を活用し、被災自治体のヒアリング等を実施しています。また、区では災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）等により、被災地支援を行っています。その際に、現地で支援に当たった職員の意見を反映しています。	○

第1章 総論			
3	P1-10の基本方針に「徹底した分別・選別により・・・」との記述があるが、それを確認することのできる高度な知識と豊富な経験を有した技術者の配置と体制整備が必要である。その人財をいつ地震が発生しても、的確に配置するため、平常時から人財の確保やそのための教育・訓練を行う必要がある。	平常時から協力事業者と協定締結を進めるなど、人材の確保に努めます。また、協力協定事業者と共同での訓練の実施、国や東京都が実施する研修や訓練への参加等により、災害対応力の向上を図ります。	○
第2章 災害時に発生する廃棄物の処理			
4	災害時に発生する廃棄物処理については平常時より徹底して区民への啓発に取り組まないといざという時に実行できない。行政だけのマニュアルにならないよう当事者（区民、協定事業者、連携自治体など）を巻き込んだ共有化の方法として、廃棄物処理の訓練、図上演習などを求める。	平常時から協力協定事業者等と訓練等を実施します。また、区民・事業者に向けて、災害時に発生する廃棄物への対応について平常時から周知・啓発に取り組んでまいります。	○
5	廃棄物の仮置場や一時保管場所について、区立公園の中には入り口から保管場所まで余裕のある動線が確保できない場所を含んでいるのではないかと。また、公園が当該場所に指定されており、平常時から公園を利用してる区民などに向けて、発災時は使用できない旨の告知が必要である。場所によっては住宅地に隣接している所もあるので近隣住民への事前説明は平常時より行うべきである。	本処理計画では、一次仮置場等の候補地を周知するため候補地の一覧を掲載しています。候補地の選定に当たっては、現地確認を行っています。発災時は、全ての候補地で一次仮置場等を開設するのではなく、区内における被害の程度、他用途との調整結果に応じて、主に候補地の中から必要な一次仮置場等を開設します。	○

6	P2-24の「c 有害物質・有害物質含有廃棄物等、その他処理困難物」における記述について、どの廃棄物が“有害物質・有害物質含有廃棄物”であるか、その判断を行う段階での記述が必要である。	有害物質取扱施設等が被災した場合は、原則として事業者の責任において適切に処理が行われ、当該事業者による処理が困難な場合は区が処理を行います。公費解体の実施に当たっては、アスベスト調査を含む事前調査を実施し、有害物質等の有無について確認します。また、本処理計画では、主な有害物質等の品目および処理方法を例で示しています。処理が困難な廃棄物を発災後に適正かつ円滑・迅速に処理できるよう、平常時から情報を収集・整理し、周知します。	○
7	光が丘団地では、災害時の対応として、区の方針に沿い、地域住民に在宅避難を呼びかけており、トイレ対策として携帯トイレの備蓄をしている。 在宅避難時には、一日に数万枚の使用済み携帯トイレが発生する可能性がある。大量に発生する使用済み携帯トイレに関して、収集できる体制を整備してほしい。	本処理計画では、災害時に避難拠点等において使用済み携帯トイレが大量に発生することが見込まれるため、他の可燃ごみとは分けて、収集できる体制を構築することとしています。団地を含む中高層住宅でも、同様の対応が必要であると認識しています。 光が丘団地のような中高層住宅における携帯トイレ等の収集についても記載します。	◎

8	し尿の処理については、使用済み携帯トイレ等のみを収集できる体制を構築と記載があるが、災害時の道路事情や人員体制など想定した場合、平常時と同様な体制は取れないと考える。区として、在宅避難を要請している以上、使用済み携帯トイレなど実行可能性のある収集体制を区民に早急に告知することが必要である。特に、高齢者世帯、障害者がいる世帯、単身世帯、子育て世帯などには、平常時の生活状態と異なる方法であれば今からでも告知は必要である。	家庭から出る使用済み携帯トイレ等は、可燃ごみとして収集します。発災時は可燃ごみの収集を優先的に再開します。一方、避難拠点等では、大量の使用済み携帯トイレ等の排出が見込まれるため、他の可燃ごみとは分けて、使用済み携帯トイレ等のみを収集できる体制を協力協定事業者の協力を得ながら構築します。使用済み携帯トイレ等の排出方法等について、平常時から防災の手引等により周知します。	○
第3章 組織体制、関係主体との協力・連携等			
9	コンクリート塊については海洋の漁礁の実証実験などの報告で資源活用システムが検討されている。平常時から、広域な連携も含め自治体として検討する余地はあるならば進めていくべきである。	災害廃棄物の多くがコンクリートがらとなる見込みです。平常時から協力協定事業者等と処理体制について協議するとともに、災害時には必要に応じて他道府県への広域処理の要請等を東京都に働きかけます。	○
10	P3-9「3.7 本処理計画の見直し」においては、ますます深刻化している少子高齢化や人手不足等の社会情勢の変化も考慮する必要がある。その観点から、本処理計画が上記社会情勢の変化に適応した内容となっているか、不断の内容確認が必要である。	本処理計画の実効性を向上させるため、関連する計画の修正や法令改正等があった場合は、本処理計画の見直しを検討する必要があります。本処理計画の見直しを検討する場合に、社会情勢の変化について追記します。	◎

5 子どもから寄せられた意見（要旨）と区の考え方

ばんごう 番号	いけん がいよう 意見の概要	く かんが かた 区の考え方	たいおう 対応 くぶん 区分
けいかく ぜんたい かん 計画全体に関すること			
1	さいがい こわ かん 災害が怖いと感じた。	く たてもの たいしんか 区では、建物の耐震化や かさい ぼうし さいがい つよ 火災の防止など、災害に強 あんぜん すす い安全なまちづくりを進 めています。避難する場所 であるしょうがっこう ちゅうがっこう 小学校や中学校で みず しょくりょう けいたい は、水、食料、携帯トイ レ等を びちく くんれん おこな 備蓄して訓練も行 い、ひごろ そな 日頃から備えています。 また、いえ なか あんぜんたいさく 家の中の安全対策 など、ひごろ そな 日頃から備えていた だくこともたいせつ 大切です。 こんかい おお さいがい お 今回、大きな災害が起き とき はいきぶつ ただ た時に、廃棄物を正しく、 はや しょり ほんしょり 早く処理するため、本処理 けいかく さくてい さいがい つよ 計画を策定し、「災害に強 く、に 逃げないですむまち」 づくりをすす を進めています。	○

だい しょう そうろん 第 1 章 総論			
2	まち 町をきれいにするためにち ゃんとごみの分別 ぶんべつ をすること。	ふだん 普段からごみを減 へ らす こととリサイクルに取 と り 組 く んでいます。また、ごみ	○
3	ごみを分別 ぶんべつ した方がよい。	の分別 ぶんべつ については、動画 どうが や	○
4	ごみを分別 ぶんべつ して練馬区 ねりまく をき れいにしてほしい。	パンフレットを使 つか ってお 知らせしています。災害時 さいがいじ においても、できる限り 普段 ふだん に近い状態 ちか じょうたい で廃棄物 はいきぶつ を正 ただ しく、早 はや く処理 しゅり しま す。分別・選別 ぶんべつ せんべつ を行 おこな い、 可能 かのう な限りリサイクルを します。	○
その他 た			
5	ぜい な 税を無くしてほしい。	ぜいきん は、 がっこう や ごみ 収 集 等 の 身 近 な 行 政 サ ービスを行 ひつよう うために必要 なお金 かね であり、無くすこと はできません。ただし、 災害等 さいがいなど により住 す んでいる お家 うち や家具 か ぐ が大きな被害 おお ひがい を受け、税金 ぜいきん を納 おさ めるのが 難 むずか しいと認 みと められた 場合 ばあい 、申請 しんせい により住民税 じゅうみんぜい を 免除 めんじょ する仕組みがありま す。	—

6 素案からの主な変更点

(※) 備考欄の凡例

「◎」：区民意見等を踏まえ変更したもの

No.	頁	変更箇所	変更・追加等の内容	備考 (※)
第2章 災害時に発生する廃棄物の処理				
1	2-38	ア 発災時の対応	大量の使用済み携帯トイレ等の排出が見込まれる場所として「光が丘団地のような中高層住宅」を追加	◎
第3章 組織体制、関係主体との協力・連携等				
2	3-9	表3-5 本処理計画の見直しを検討する場合	計画の見直しを検討する場合として「社会情勢の変化」を追加	◎

※ 変更を加えた頁は別添のとおり

7 練馬区災害廃棄物処理計画について

4月1日以降につぎの区公式ホームページにおいて公開します。

【区公式ホームページの掲載場所】

トップページ → 区政情報 → 総合計画 → 6つの施策の柱
 → 施策の柱4 安全・快適、みどりあふれるまち
 → 練馬区災害廃棄物処理計画